

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 25 号

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和十四年五月十五日から適用する。

令和四年四月八日

国税庁長官 大鹿 行宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄の二重傍線を付した部分を削除する。

改正後	改正前
[一～八十 略] [削除]	[同左] <u>八十一 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和三十七年大蔵省令第四十二号）第十六条第二項の規定により提出する届出書</u>
<u>八十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第十一項の規定により提出する届出書</u>	<u>八十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第十一項の規定により提出する届出書</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	